

岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部設置要綱

(設置目的)

第1条 覚醒剤等薬物乱用対策について関係諸機関相互の緊密な連絡を図るとともに、総合的かつ効果的な対策を強力に推進するため、岡山県覚醒剤等薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 薬物乱用防止五か年戦略に関すること
- (2) 覚醒剤等薬物乱用防止に関する啓発・指導
- (3) 覚醒剤等薬物乱用防止に関する情報交換及び相互連絡
- (4) その他覚醒剤等薬物乱用対策に関する必要事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、県警察本部長及び県保健医療部長をもって充てる。
- 4 本部員は、次に掲げる者のうちから本部長が委嘱する。
 - (1) 国の出先機関の職員
 - (2) 関係団体の役職員
 - (3) 学識経験者
 - (4) 県の職員
 - (5) その他本部長が適当と認める者

(職務)

第4条 本部長は、本部を総括し、本部会の議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部員は、やむを得ない事情により会議に出席できない場合は、その相当と認める者を代理人として出席させることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、県保健医療部医薬安全課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和49年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。